

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。 〔一・二 略〕	第一条 「同上」
三 子法人等 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。	三 子法人等 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。
〔四～十四 略〕	〔四～十四 同上〕
十四の二 レポ取引等 レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。	〔十五・十六 同上〕 〔号を加える。〕
十六の二 中央清算機関 自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。	〔十五・十六 同上〕 〔号を加える。〕
〔十七～三十七 略〕	〔十七～三十七 同上〕
(連結レバレッジ比率の計算方法)	(連結レバレッジ比率の計算方法)
第二条 國際統一基準（自己資本比率告示第二条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連	第二条 國際統一基準（自己資本比率告示第二条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連

結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定めて必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率以上とする。

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポートの額}}$$

（連結レバレッジ・バッファーレート）

第二条の二 金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおける重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等において、前条に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ・バッファーレート（連結レバレッジ比率から三パーセントを控除して得た比率をいう。）について、自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率以上とする。

第五条 前章（第三条を除く。）及び次章の規定は、国際統一基準のうち単体自己資本比率（自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（次項において「単体レバレッジ比率」という。）

結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上する。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率以上とする。

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポートの額}}$$

〔条を加える。〕

第五条 前章（第三条を除く。）及び次章の規定は、国際統一基準のうち単体自己資本比率（自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（次項において「単体レバレッジ比率」という。）

について準用する。この場合において、これらの規定（次条第二項を除く。）中「連結レバレッジ比率」とあるのは「単体レバレッジ比率」と、「銀行又は連結子法人等」とあるのは「銀行」と、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、第二条中「連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率」とあるのは「単体自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する単体自己資本比率」と、第二条中「連結自己資本比率（自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率」とあるのは「単体自己資本比率」と、「銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）」とあるのは「銀行」と、前条中「第二条第二号」とあるのは「第十四条第二号」と、第七条第一項第一号中「連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）」とあるのは「貸借対照表」と、同項第四号中「第五条第二項第一号二」とあるのは「第十七条第二項第一号二」と、同項第五号中「第八条第四項第一号」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「同条第六項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、「退職給付に係る資産」とあるのは「前払年金費用」と、「第五条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「第六条第二項」とあるのは「第十八条第二項」と読み替えるものとする。

2
〔略〕

（総エクスポージャーの額）

について準用する。この場合において、これらの規定（次条第二項を除く。）中「連結レバレッジ比率」とあるのは「単体レバレッジ比率」と、「銀行又は連結子法人等」とあるのは「銀行」と、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、第二条中「連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率」とあるのは「単体自己資本比率（自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率」と、「銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）」とあるのは「銀行」と、前条中「第二条第二号」とあるのは「第十四条第二号」とあるのは「第十四条第二号」と、次条第二项中「連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。次条、第九条第一項第一号及び第十条第三項第二号において同じ。）」とあるのは「貸借対照表」と、第七条第四号中「第八条第四項第一号」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「同条第六項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、「退職給付に係る資産」とあるのは「前払年金費用」と、「第五条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「第六条第二項」とあるのは「第十八条第二項」と、同条第五号中「第五条第二項第一号二」とあるのは「第十七条第二項第一号二」と、「第十九条第四項中「第十二条」とあるのは「第二十二条」と読み替えるものとする。

2
〔同上〕

（総エクスポージャーの額）

第六条 「略」

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(オン・バランス資産の額)

第七条 前条第一号に掲げる額は、個別項目調整前のオン・バ

ランス資産の額に第一号に掲げる額を加算し、第二号から第五号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額と当該デリバティブ取引等により生ずる債務の額とを相殺した後の額の合計額が連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。次条、第九条第一項第一号及び第十条第三項第二号において同じ。）

上に計上されているかどうかにかかわらず、当該対価の額は、前項に規定する総エクスボージャーの額に算入する。

〔項を削る。〕

第六条 「同上」

2 デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額と当該デリバティブ取引等により生ずる債務の額とを相殺した後の額の合計額が連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。次条、第九条第一項第一号及び第十条第三項第二号において同じ。）

3 銀行又は連結子法人等が資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件の全てを満たすときに限り、当該

資産譲渡型証券化取引を構成する証券化エクスボージャーは、第一項に規定する総エクスボージャーの額に算入することを要しない。

4 第二条ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を総エクスボージャーの額に算入しないものとする。

(オン・バランス資産の額)

第七条 前条第一項第一号に掲げる額は、連結貸借対照表の総

資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

一 支払承諾見返勘定の額

殺した後の額の合計額が連結貸借対照表（第三条の規定に

よる連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上されている場合には、当該相殺された額

二 デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（次条第三項第一号に規定するCVM_pをいう。次項第二号において同じ。）

三 レポ形式の取引により受領した証券の計上額（ただし、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。）

四 自己資本比率告示第五条第二項第一号ニに掲げる額

五|| 自己保有資本調達手段（自己資本比率告示第八条第四項

二 デリバティブ取引等に関連する資産の額（デリバティブ取引等により生ずる債権額及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（次条第三項に規定するCVM_pをいう。）をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。）

三 レポ形式の取引に関連する資産の額（レポ形式の取引により生ずる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。）

四 自己保有資本調達手段（自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）、対象資本等調達手段（同条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。）、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に規定する普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第七号に掲げる額を控除した額及びその他Tier 1資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に規定するその他Tier 1資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第五号に掲げる額を控除した額の合計額

五|| 自己資本比率告示第五条第二項第一号ニに掲げる額

第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）、対象資本等調達手段（同条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。）、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に規定する普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第七号に掲げる額を控除した額及びその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に規定するその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第五号に掲げる額を控除した額の合計額

2||

前項に規定する個別項目調整前のオン・バランス資産の額は、連結貸借対照表の総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 支払承諾見返勘定の額

二 連結貸借対照表に計上されているデリバティブ取引等に関連する資産の額（連結貸借対照表に計上されているデリバティブ取引等により生ずる債権額をいい、連結貸借対照表に計上されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額及びデリバティブ取引等により生ずる未収利息の額を除く。）

三 レポ取引等に関連する資産の額（レポ取引等により生ずる資産のうち、現金の受取債権の額をいい、レポ取引等により生ずる未収利息の額を除く。）

前項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

額を算出する場合において、有価証券の売買契約について当該売買契約の約定時に有価証券の発生又は消滅を認識する会計方針（計算書類又は連結計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続をいう。第十条第二項において同じ。）を採用するときは、有価証券の売却に係る未収金の額と購入に係る未払金の額を相殺した後の合計額が連結貸借対照表に計上されているかどうかにかかわらず、相殺する前の当該未収金の額を当該個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するものとする。ただし、採用する企業会計の基準で認められているかどうかにかかわらず、次に掲げる条件の全てを満たすときは、当該未収金の額と当該未払金の額を相殺した後の未収金の額を当該個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入することができる。

一 当該未収金及び当該未払金に係る有価証券がそれぞれ公正価値評価され評価差額が損益計算書に計上されており、かつ、トレーディング勘定（自己資本比率告示第十三条の規定により分類された勘定をいう。第九条において同じ。）に分類されていること。

二 当該売買契約に係る有価証券の代金の支払い及び対価の受渡しが、同時決済（有価証券と資金を同時に決済すること（レポ取引に係るものを除く。）をいう。）されていること。

第二項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額を算出する場合において、キャッシュ・ブーリング契約（銀行又は連結子法人等が顧客との契約により資金及び流動

〔項を加える。〕

性の管理の目的に資するため、当該顧客に関連する複数の口座（以下この項において「参加顧客口座」という。）の残高を單一口座に集約する契約をいう。）に基づく資金移動については、連結貸借対照表に計上された額にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取扱いとする。

一 個々の参加顧客口座の残高を單一口座に集約する決済が、少なくとも日次で行われ、かつ、銀行又は連結子法人等が資金移動した後、各参加顧客口座の残高について銀行又は連結子法人等が個別に責任を負わない場合 集約後の單一口座の残高を個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するものとする。

二 前号に掲げる場合に該当しない場合であつて、次に掲げる条件の全てを満たす場合 集約後の單一口座の残高を個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入することができる。

イ 銀行又は連結子法人等が、單一口座に各参加顧客口座の全ての残高を移動させることができること。

ロ 銀行又は連結子法人等が、参加顧客口座に対して個別に責任を負わないよう、各参加顧客口座の残高を單一口座に振り替える権利を有し、当該権利をいつでも行使することができること。

ハ 十分な頻度で各参加顧客口座から單一口座に振り替えられていること。

ニ 各参加顧客口座の残高の間にマチユリティ・ミスマツ

チがないこと又は当該残高に係る全ての取引が要求払預金若しくはオーバーナイト預金であること。

ホ 銀行又は連結子法人等が集約後の單一口座の残高に基づいて利息を支払い又は手数料を受領していること。

5||
銀行又は連結子法人等が資産譲渡型証券化取引のオリジネーターであつて、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係るエクスポートの額を総エクスポートの額に算入するものとする。

6||
第二条ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を総エクスポートの額に算入しないものとする。

(デリバティブ取引等に関する額)

第八条 第六条第二号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもつて他人の計算において行うデリバティブ取引等に関連する額を除く。）の合計額とする。ただし、第三号に規定する想定元本の額にあつては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これらに類する取引に係るものに限る。

〔一～三 略〕

2 前項第一号のRCの額及び同項第二号のPFEの額は、nettティング・セット（法的に有効な相対nettティング契約（当事者的一方に当該相対nettティング契約の対象となる一以上のデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生

〔項を加える。〕

(デリバティブ取引等に関する額)

第八条 第六条第一項第二号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもつて他人の計算において行うデリバティブ取引等に関連する額を除く。）の合計額とする。ただし、第三号に規定する想定元本の額にあつては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

〔一～三 同上〕

2 前項第一号のRCの額及び同項第二号のPFEの額は、nettティング・セット（法的に有効な相対nettティング契約（当事者的一方に当該相対nettティング契約の対象となる一以上のデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生

した場合において、他方の当事者が当該相対ネッティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等を適時に終了させた上で一の債権又は債務とすることができる契約（ウォーカー・アウエイ条項（デリバティブ取引等が一の債権となつた後の額が正となつた場合であつても、当事者の一方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）を含むものを除く。）であつて、当該相対ネッティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効なものをいう。第四項第四号において同じ。）に基づく取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。次項第一号及び第八項において同じ。）」とに算出する。

3 第一項第一号の RC の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 次の算式を用いて算出した額
$$RC = \max \{ V - CVMr + CVMp, 0 \}$$

V は、ネットディング・セットに含まれる取引の時価の合計額
CVMr は、デリバティブ取引等に関連して現金で受領した変動証拠金の対価の額
CVMp は、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額

二 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者及び中央清算機関双方と取引を行う場合 次のイ又

した場合において、他方の当事者が当該相対ネッティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等を適時に終了させた上で一の債券又は債務とすることができる契約（ウォーカー・アウエイ条項（デリバティブ取引等が一の債権となつた後の額が正となつた場合であつても、当事者の一方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）を含むものを除く。）であつて、当該相対ネッティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効なものをいう。第四項第四号において同じ。）に基づく取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。次項及び第七項において同じ。）」とに算出する。

3 第一項第一号の RC の額は、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \{ V - CVMr + CVMp, 0 \}$$

V は、ネットディング・セットに含まれる取引の時価の合計額
CVMr は、デリバティブ取引等に関連して現金で受領した変動証拠金の対価の額

CVMp は、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額

は口に掲げるエクスボージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める額。

イ 中央清算機関向けエクスボージャー 前号の算式を用いて算出した額。ただし、銀行又は連結子法人等が間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合には、当該中央清算機関向けエクスボージャーを算入しないことができる。

ロ 間接清算参加者向けエクスボージャー 自己資本比率告示第七十九条の二第二項から第五項までの規定により算出した額

三 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者と中央清算機関との間で締結されるトレード・エクスボージャーに係る取引に関与する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 銀行又は連結子法人等が中央清算機関に対し間接清算参加者の債務履行を保証している場合 間接清算参加者向けエクスボージャーについて第一号の算式を用いて算出した額

ロ イに掲げる場合以外の場合 零

4 前項第一号のCVM_r及びCVM_bは、次に掲げる要件の全てを満たすデリバティブル取引等に関連するものに限る。

〔一・二 略〕

三 銀行又は連結子法人等が変動証拠金として受領し、又は差し入れた現金がデリバティブル取引契約において指定されている通貨であること。

4 前項のCVM_r及びCVM_bは、次に掲げる要件の全てを満たすデリバティブル取引等に関連するものに限る。

〔一・二 同上〕

三 銀行又は連結子法人等が変動証拠金として受領し、又は差し入れた現金がデリバティブル取引等の決済通貨と同一であること。

四 [略]

5

第三項第二号口に定める額を算出する場合にあっては、自己資本比率告示第七十九条の二第二項第一号に規定するC及び同項第二号に規定するNICAに含まれる銀行又は連結子法人等が受領した当初証拠金については、適切に分別管理されているものに限り勘案することができる。

6 第一項第二号のPFEの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 次の算式を用いて算出した額

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

$$multiplier = 1$$

AddOn_{aggregate}は、自己資本比率告示第七十九条の二第六項

の算式により算出したAddOn_{aggregate}の額

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

$$multiplier = 1$$

AddOn_{aggregate}は、自己資本比率告示第七十九条の二第六項

の算式により算出したAddOn_{aggregate}の額（次号において同じ。）

二 第三項第二号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げるエクスポートージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 中央清算機関向けエクスポートージャー 前号の算式を用いて算出した額。ただし、銀行又は連結子法人等が間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証している場合には、当該中央清算機関向けエクスポートージャーを算入しないことができる。

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

四 [回上]

〔項を加える。〕

5 第一項第二号のPFEの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。ただし、第一号に掲げる場合において、第一号に定める算式を用いる

ことを妨げない。

一 次号に掲げる場合以外の場合

口 間接清算参加者向けエクスポート・ジャーナル自己資本比率告示第七十九条の二第六項から第十八項までの規定により算出した額

三 第三項第三号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 銀行又は連結子法人等が中央清算機関に対し間接清算参加者の債務履行を保証している場合 間接清算参加者向けエクスポート・ジャーナルについて第一号の規定により算出した額

ロ イに掲げる場合以外の場合 零

〔項を削る。〕

6

前項第二号のIMは、次の各号に掲げるものをもつて充てることができる。

一 現金（デリバティブ取引等の決済通貨と同一であるものに限る。）

二 日本国政府若しくは我が国的地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは自己資本比率告示第六章第二節の規定により標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

三 適格格付機関が格付を付与しており、かつ、自己資本比率告示第六章第二節の規定により標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される中央政府、中央銀行又は我が国の地方公共団体の発行する債券（前号に該当する

$$\text{multiplier} = \min \left(1, 0.05 + (1 - 0.05) \times \exp \left(\frac{V - IM}{2 \times (1 - 0.05) \times \text{AddOn}} \right) \right)$$

IMは、銀行又は連結子法人等が顧客清算取引において間接清算参加者から受領した当初証拠金の額

〔号を加える。〕

7 第五項の規定は、前項第二号口に定める額を算出する場合

について準用する。

8 次項の規定を適用して第一項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合には、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブその他これに類する取引を、同項第二号のPFEの額を算出するためのネットティング・セットから除外することができる。

9 第一項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額から当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の想定元本の額とすることができる。ただし、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の参照債務の信用力と当該銀行又は連結子法人等が購入したプロテクションの提供相手の信用力との間に高い相関関係がない場合に限る。

一 参照債務が单一の債務である場合 次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引と

「ものを除く。」
「項を加える。」

7 次項の規定又は次項及び第九項の規定を適用して第一項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合には、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブを、第一項第二号のPFEの額を算出するためのネットティング・セットから除外することができる。

8 第一項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の想定元本の額とすることができる。

一 「同上」

イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、

参照組織が同一であり、かつ、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後すること。

口 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引と

残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

二 参照債務が二以上の債務である場合 次に掲げる要件の

全てを満たすもの

イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引の参照債務が、購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の参照債務により完全に保全されること。

ロ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引と残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

10

前項の規定により想定元本の額を算出する場合に、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引を時価評価するごとに、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによつて資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1 資本の額をいう。以下この項において同じ。）が減少しているときには、その減少した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額から控除することができる。この場合において、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバ

かつ、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。

口 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

二 「同上」

イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。

ロ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

9

前項の規定により想定元本の額を算出する場合に、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによつて資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1 資本の額をいう。以下この項において同じ。）が減少しているときには、その減少した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバ

デイブその他これに類する取引を時価評価することによつて資本の額が増加しているときは、その増加した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブその他これに類する取引の想定元本の額から控除するものとする。

(レポ取引等に関する額)

第九条 第六条第三号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもつて他人の計算において行うレポ形式の取引に関する資産の額を除く。）の合計額とする。

一 レポ取引等における現金の受取債権の額（当該額と現金の支払債務の額とを相殺した後の合計額が連結貸借対照表に計上されているかどうかにかかわらず、レポ取引等における現金の受取債権の額とする。次項及び第五項において同じ。）の合計額

二 レポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスボージャーの額の合計額

2

前項第一号のレポ取引等における現金の受取債権の額を算出するに当たつては、レポ取引等の全てがトレーディング勘定に分類されている場合又は全てがバンキング勘定（自己資本比率告示第十一条の四の規定により分類された勘定をいう。第四項及び第五項において同じ。）に分類されている場合には、当該受取債権が生じたレポ形式の取引（以下この項において「両取引」という。）が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該レポ形式の取引における現金の受取債権の額（当該額が零を下回る。）が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債

(レポ取引等に関する額)

第九条 第六条第一項第三号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもつて他人の計算において行うレポ形式の取引に関する資産の額を除く。）の合計額とする。

一 レポ形式の取引における現金の受取債権の額（当該額と現金の支払債務の額とを相殺した後の合計額が連結貸借対照表に計上されているかどうかにかかわらず、レポ形式の取引における現金の受取債権の額とする。次項において同じ。）の合計額

二 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスボージャーの額の合計額

2

前項第一号のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たつては、当該受取債権が生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務が生じたレポ形式の取引（以下この項において「両取引」という。）が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該レポ形式の取引における現金の受取債権の額（当該額が零を下回る。）が同一の取引相手と行われたものであつて、当該受取債

しているときは、その増加した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

権及び当該支払債務が次に掲げる要件の全てを満たすときは

、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該レポ取引等における現金の受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする」とできる。

一　【略】
二　当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で法的に有効であること。

場合には、零とする。）とすることができる。
一　【同上】
二　当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で法的に有効であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
イ　銀行又は連結子法人等による事前の通知があつた場合に行われることが可能であること。
ロ　取引の相手方の信用が毀損された場合に銀行又は連結子法人等による事前の通知なくして行われることが可能であること。

三　銀行又は連結子法人等及び取引の相手方に両取引を純額決済若しくは同時に決済する意図があること又は両取引が同一の決済の仕組みを通じ実質的に純額決済と同等の結果となるような方法で行われること。

3　第一項第二号のレポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスボージャーの額は、次の算式により得られた額とする。

$$E^* = \max (0, E - C)$$

E^* は、個別のレポ取引等の相手方に対するエクスボージャーの額

E は、個別のレポ取引等において相手方に提供している資産

C は、個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスボージャーの額

E は、個別のレポ形式の取引において相手方に提供している

の時価の額

Cは、個別のレボ取引等において相手方から受領している資産の時価の額

4

前項の規定にかかるが、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ取引等について、その全てがエーレーリング勘定に分類され得る場合又は全てがバンキング勘定に分類され得る場合は、これらのレボ取引等について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレボ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方にに対する口asmusポーナーの額とするものである。

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i)$$

E^{*}は、法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案した後の一レボ取引等の相手方に対するエクスポート・ジャーナーの額

E^{*}は、法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案した後の一レボ形式の取引の相手方に対するエクスポート・ジャーナーの額

E_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ取引等において相手方に提供している資産の時価の額
C_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ取引等において相手方から受領している資産の時価の額

資産の時価の額

Cは、個別のレボ形式の取引において相手方から受領している資産の時価の額

4

前項の規定にかかるが、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ形式の取引について、その全てがマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第十一条及び第九章に定めぬといふのとより算出されたマーケット・リスク相当額をいう。次項において同じ。）の算出の対象に含まれない場合には、これらのレボ形式の取引について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレボ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対する口asmusポーナーの額とするものである。

$$E^* = \max(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i)$$

E^{*}は、法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案した後の一レボ形式の取引の相手方に対するエクスポート・ジャーナーの額

E_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額
C_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ形式の取引において相手方から受領している資産の時価の額

5 前二項の規定にかかるが、同一の相手方とのレボ取引等による一レボ取引等に分類された取引を除く取引について、以上の取引が

5 前二項の規定にかかるが、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレボ形式の取引のうち、1以上の取引が

分類された取引の双方が含まれる場合には、これらのレポ取引等が次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、これらのレポ取引等について、第二項の規定により得られた額をもつて第一項第一号のレポ取引等における現金の受取債権の額とすることができ、かつ、前項の規定により得られた額をもつて第一項第二号のレポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートージャーの額とすることができる。

- 一 当該レポ取引等の全てについて、銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っていること。
- 二 当該レポ取引等において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

6 第四項の法的に有効な相対ネッティング契約とは、次に掲げる要件の全てを満たす契約をいう。

- 一 当事者の一方に当該相対ネッティング契約の対象となる一以上のレポ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者が当該相対ネッティング契約の対象となる全てのレポ取引等を適時に終了させた上で一の債権又は債務とし、かつ、担保を速やかに処分することができる旨の定めがあること。
- 二 当該相対ネッティング契約の対象となるレポ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

(オフ・バランス取引に関する額)

第十条 第六条第四号に掲げる額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる合計額の合計額と

マーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合には、これらのレポ形式の取引が次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、これらのレポ形式の取引について、前項の算式により得られた額をもつて第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートージャーの額とすることができる。

- 一 当該レポ形式の取引の全てについて、銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っていること。
- 二 当該一以上の取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

6 第二項の法的に有効な相対ネッティング契約とは、次に掲げる要件の全てを満たす契約をいう。

- 一 当事者の一方に当該相対ネッティング契約の対象となる一以上のレポ形式の取引を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者が当該相対ネッティング契約の対象となる全てのレポ形式の取引を適時に終了させた上で一の債権又は債務とし、かつ、担保を速やかに処分することができる旨の定めがあること。
- 二 当該相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

(オフ・バランス取引に関する額)

第十条 第六条第一項第四号に掲げる額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる合計額の合

する。

〔一～三 略〕

2 前項第一号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引を次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分によって区分し、当該オフ・バランス取引の区分ごとの想定元本の額に当該区分に応ずる同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

四	三	二	一	項 オフ・バランス取引の区分（注） (パーセント)
イ 特定の取引に係る偶発債務（二） 次に掲げる取引	コ ミットメント（一の項に該当するもの） のを除く。）	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（銀行又は連結子法人等が発行又は確認したものに限る。）	任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（四の項に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に取消し可能なコミットメント	オフ・バランス取引の区分（注） (パーセント)
五十	四十	二十	十	（パーセント）

計額とする。

〔一～三 同上〕

二	一	項 オフ・バランス取引の区分（注） (パーセント)
イ 原契約期間が一年以下のコミットメント（一の項及び三の項の口に該当するものを除く。） ロ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（銀行又は連結子法人等が発行又は確認したものに限る。）	ロ 取引の相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なもの	オフ・バランス取引の区分（注） (パーセント)
二十	十	（パーセント）

<p>の項に該当するものを除く。)</p> <p>□ NIF (Note Issuance Facilities) 又は RUF (Revolving Underwriting Facilities)</p> <p>次に掲げる取引</p> <p>イ 信用供与に直接的に代替する偶發債務 (銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブその他これに類する取引並びに二の項及び四の項のイに該当するものを除く。)</p> <p>□ 有価証券の売買について当該契約の受渡日に当該有価証券の発生又は消滅を認識する会計方針を採用する場合における当該有価証券の購入に係る未払金の額</p> <p>この場合において、第七条第三項各号に掲げる条件を満たすときは、当該未払金の額を有価証券の売却に係る未収金と相殺した後の額とすることができる。</p>	<p>百</p>	

<p>三 次に掲げる取引</p> <p>イ 特定の取引に係る偶發債務 (一の項の□に該当するものを除く。)</p> <p>□ 短期証券引受契約</p> <p>ハ 原契約期間が一年超である□ ミツトメント (一の項及び□に該当するものを除く。)</p> <p>四 信用供与に直接的に代替する偶發債務 (銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項の□及び三の項のイに該当するものを除く。)</p>	<p>五十</p> <p>百</p>	

六	一の項から五の項までのいずれにも百
・バランス取引	該当しない信用供与に代替するオフ

(注) 「略」

「3・4 略」

5|| 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすオフ・バランス取引（同項の表の一の項に掲げるものに限る。）については、その与信相当額を算出することを要しない。

一 取引の相手方が法人等（会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））であること。

二 取引の契約の締結及び維持に当たつて、手数料、利息その他これらに類する経費を受領していないこと。

三 取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること。

四 取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を銀行が有していること。

五 取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たつては、第三号に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価を銀行が行っていること。

(注) 「同上」

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

【条を削る。】

(銀行又は連結子法人等におけるオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額の算出に関する経過措置)

第四条

当分の間、銀行又は連結子法人等におけるオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額の算出については、前条の規定による廃止前の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率（以下「旧計算告示」という。）第六条及び第七条の規定はなお効力を有するものとし、銀行又は連結子法人等は、第七条及び第八条の規定にかわらず、旧計算告示第六条及び第七条の規定により、これらの額を算出することができるものとする。この場合において、旧計算告示第六条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとし、銀行又は連結子法人等は、全ての派生商品取引について、第八条の規定により派生商品取引に関する額を算出することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等が、直近の算出基準日において第七条及び第八条の規定によりオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりこれを継続することができない旨を金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続するものとする。
- 3 前二項の規定は、長期決済期間取引に関する額の算出につ

いて準用する。この場合において、銀行又は連結子法人等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方法を用いることができる。

4

銀行又は連結子法人等が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。次条第四項において「自己資本比率改正告示」という。）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスボージャー方式（自己資本比率告示第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項において同じ。）を用いてデリバティブ取引等の与信相当額を算出している場合については、旧計算告示第六条及び第七条の規定はなお効力を有するものとし、銀行又は連結子法人等は、第七条及び第八条の規定にかかるわらず、旧計算告示第六条及び第七条の規定により、オン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出するものとする。この場合において、旧計算告示第六条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとする。

（銀行におけるオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額の算出に関する経過措置）

第五条 当分の間、銀行におけるオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額の算出については、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定はなお効力を有するものとし、銀行

〔条を削る。〕

は、第五条第一項において読み替えて準用する第七条及び第八条の規定にかかわらず、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定により、これらの額を算出することができるものとする。この場合において、旧計算告示第十四条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとし、銀行は、全ての派生商品取引について、第五条第一項において読み替えて準用する第八条の規定により派生商品取引に関する額を算出することができない。

2 前条第二項の規定は、銀行が直近の算出基準日において第五条第一項において読み替えて準用する第七条及び第八条の規定によりオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額を算出している場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、銀行が長期決済期間取引に関する額を算出する場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 銀行が自己資本比率改正告示附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスボージャー方式を用いてデリバティブ取引等の与信相当額を算出している場合については、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定はなお効力を有するものとし、銀行は、第五条第一項において読み替えて準用する第七条及び第八条の規定にかかわらず、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定により、オン・バランス資産の額及びデリバテ

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

イブ取引等に関する額を算出するものとする。この場合において、旧計算告示第十四条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとする。